

壱岐市農業委員会定例会（令和5年11月）  
議事録

1. 開催日時 令和5年11月27日（月） 午前9時  
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室  
3. 出席委員 ・・・ 農業委員会長 外 農業委員 17名  
4. 欠席委員 17番・・委員  
5. 事務局職員 事務局長 ・・・ 事務局長補佐 ・・・ 主事 ・・・  
6. 議事日程  
　第1. 議事録署名委員の指名 1番 ・・・ 3番 ・・・  
　第2. 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について  
　　議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(追加議案)  
　第3. 議案第50号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の決定について  
　第4. 議案第51号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の決定について

7. その他

事務局 皆さんおはようございます。

先月の視察研修に参加されました委員さんの皆様方におかれましては、大変お疲れさまでした。今後の農業委員活動にお役立ていただきたいと思います。

それでは、ご案内の時間前ではありますが、只今より令和5年11月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、・・番・・委員さんから欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中18名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それから、本日の議案について追加が2件ありますので、後ほどご説明します。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

議長 それでは、本日の議事録署名人は、・番・・委員、・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、・・主

事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第48号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局　はい、1頁をお願い致します。議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が6件あがっております。受け手は、個人及び農地所有適格法人要件を満たす法人であり農地所有適格法人以外の法人ではないので、適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、2件が贈与、4件売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

#### 43番 土地の所在

郷ノ浦町渡良南触　字漆　・・・番・　地目　畠　面積　　501m<sup>2</sup>

譲渡人　・・・・・・・・

譲受人　・・・・・・・・

経営地面積は　0m<sup>2</sup>です。

#### 申請理由

譲渡人　後継者へ生前贈与する。

譲受人　受贈し、耕作に従事するということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」でありますが、経営状況は、野菜の作付けです。

農機具は、草刈機、耕運機を所有されてあります。

構成員は、農地取得後譲受人1名で農業を始めるということです。

通作距離については、5m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。11月21日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議 長 はい、・番・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。・・・地区の・・です。この案件につきましては、・・・地区の案件でありまして、・・に代わりまして、私が現地確認をしましたので補足説明をしたいと思います。

事務局の言うとおり、11月21日に事務局と本人さん立会いのもと、現地確認を行いました。この農地は、親さんから子への贈与であります。野菜、大根、キャベツ等を植え付けられるということですので、何ら問題はないと思います。皆様方のご審議をよろしくお願ひ致します。以上です。

議 長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第48号43番は決定します。続きまして、44番の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。同じく・・さんの案件です。

44番 土地の所在

郷ノ浦町渡良南触 字漆 ・・・番・ 地目 畑 面積 618m<sup>2</sup>

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は 0m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により、売却する。

譲受人 買い受け、耕作に従事するということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、野菜の作付けです。

農機具は、草刈機、耕運機を所有されてあります。

構成員は、農地取得後譲受人1名で農業を始めるということです。

通作距離については、20m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜の作付けであります。周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。11月21日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議 長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 続きまして、・・が補足説明をいたしたいと思います。

先ほどと同様であります。こちらも・・地区の案件であります。本人さんと21日に現地確認を行っております。

先ほど申しました通り、野菜等を作付けすることであります。何ら問題

はないかと思います。よろしくお願ひします。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第48号44番は決定します。  
続きまして、45番の説明を求めます。

事務局　　はい、2頁をお願い致します。同じく・・さんの案件です。

45番　土地の所在

郷ノ浦町渡良西触　字松葉　・・・番　地目　畠　面積　413m<sup>2</sup>

譲渡人　・・・・・・・・

譲受人　・・・・・・・・

経営地面積は　0m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人　譲受人の要望により、贈与する。

譲受人　譲り受け、耕作に従事するということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は、野菜の作付けです。

農機具は、草刈機、耕運機を所有されてあります。

構成員は、農地取得後譲受人1名で農業を始めるということです。

通作距離については、5m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。11月21日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　　はい。

議長　　はい、・番　・・委員。

・・委員　先ほどと同様、こちらも・・地区の案件でございます。21日にご本人さんと現地確認を致しております。

譲渡人である・・さんは、島外在住のため、譲受人が引き受けまして、こちらも野菜等を作付けされるということであります。前2件と同様野菜を植えられて農地を生かしていくということであります。

何ら問題はないかと思います。よろしくお願ひします。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第48号45番は決定します。

続きまして、46番の説明を求めますが、この件は、・・委員の関係の案件でありますので、会議規則第15条に従いまして退席をお願いします。

----- (・・委員退席) -----

事務局　　はい、2頁をお願い致します。

#### 46番 土地の所在

郷ノ浦町釘山触 字釘山 ・・番・ 地目 田 面積 2736m<sup>2</sup>

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は 田が42947m<sup>2</sup>、畑が52311m<sup>2</sup>、計95258です。

#### 申請理由

譲渡人 高齢で耕作できないため、譲受人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますと、経営状況は水稻、飼料作物の作付けです。

農機具は、トラクター、コンバイン、モア、マニアスプレッダ、播種機を所有されてあります。

構成員は、世帯員と常時雇用者合わせて13名で農作業に従事しております。

通作距離については、1.5km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、農地所有適格法人でありますので適用はありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料の作付けありますので、周辺への影響はないといふと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。11月21日に横山委員さんと譲受人の・・・・の代表取締役との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 はい。

議長 ・番 ・・委員。

・・委員 続きまして、説明申し上げます。本来ならば・・地区、・・委員さんの案件でありますと、議事参与の制限によりまして、代わりまして私が補足説明致します。

事務局の説明の通り、11月21日に・・・の社長さんと現地確認を行いました。

譲渡人の・・さんは、高齢であるため、自己所有の農地を・・・さんに譲り渡しまして、・・・さんは、飼料等を作付されるということであります。

周辺農地、隣にもありますが、1枚のなかで分かれておりますが、隣に草を作るということでありますので、何ら問題はないかと思いますので、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第48号46番は、決定します。・・委員の入室を許可します。

----- (・・委員入席) -----

続きまして、47番の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願い致します。

47番 土地の所在

勝本町西戸触	字西戸	・・・番	地目	畠	面積	125m <sup>2</sup>
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	114m <sup>2</sup>
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	130m <sup>2</sup>
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	646m <sup>2</sup>
同じく		・・・番・	地目	田	面積	2381m <sup>2</sup>
譲渡人		・・・・・・・				
譲受人		・・・・・・・				

経営地面積は、0m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため、譲受人に売却をする。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受け耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますか、経営状況については、水稻、果樹の作付けです。

農機具は、軽トラック、刈払機を所有されてあります。農作業歴は本人が10年、妻10年です。通作距離については、1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、果樹を作付する計画でありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。11月21日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。地区担当の・・です。

事務局の説明の通り11月21日に・・さんと現地を確認致しました。

譲渡人は島外在住で壱岐の土地を全部処分されるようで、農地についても、・・さんが譲り受けて耕作を行うという事でありますので何ら問題はないかと思いますが、皆さんのご審議を宜しくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第48号47番は、決定します。続きまして、48番の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願いします。

48番 土地の所在

芦辺町中野郷東触	字赤岸	・・番・	地目	畠	面積	135m <sup>2</sup>
----------	-----	------	----	---	----	-------------------

同じく	・・・番・	地目 畑	面積 1020m <sup>2</sup>
芦辺町芦辺浦 字鬼山	・・・番	地目 田	面積 415m <sup>2</sup>
譲渡人	・・・・・・・・		
譲受人	・・・・・・・・		

経営地面積は、田が3969m<sup>2</sup>、畠が3461m<sup>2</sup>、計7430m<sup>2</sup>です。

#### 申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため、譲受人に売却をする。

譲受人 譲渡し人の要望により、買い受け耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況については、水稻、野菜、飼料の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラック、大型乗用トラック、田植機、コンバインを所有されてあります。農作業歴は本人が45年、妻40年、長男が3年です。通作距離については、500m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、野菜、飼料等を作付ける計画でありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。11月21日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。地区担当の・・です。

事務局の説明の通り、11月21日に現地確認を致しました。

譲渡人である・・さんは、現在島外に住んでいるので、譲受人が引き受け、水稻、飼料を作付けするということです。・・さんは、田植えや稻刈りなどの受託作業をされており、何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第48号48番は、決定します。続きまして、議案第49号「農地法第5条の規定による認可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、4頁をお願いします。

議案第49号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

#### 17番 土地の所在

勝本町坂本触 字平畠 ・・・・・番の一部 地目 畑

面積 1946m<sup>2</sup>のうち528m<sup>2</sup>

転用目的 農業用倉庫  
貸付人 ······  
借受人 ······

申請理由 申請地を借り受け、農業用倉庫を建設したいため申請します。  
というものです。

農用地区域除外は、県の同意を得て令和5年9月21日に完了致しております。

農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断致しております。

位置図、写真、配置図は5頁から7頁です。

8月22日の農振地域除外時に・・委員さんと申請人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、7番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

本案件は、8月の定例会の折に農振区分軽微変更の申請があった分でございます。11月21日に本人に確認しました所、許可が下り次第、着工したいという事でございました。

周辺農地には、影響がないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第49号17番は、意見をして進達いたします。続きまして、追加議案第50号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画(出し手から農地中間管理機構)の決定について」と追加議案第51号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画(農地中間管理機構→受け手)転貸契約に関する意見について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。

事務局 はい、議案第50号と議案第51号は一括して説明させて頂きます。追加議案1頁をお願い致します。

議案第50号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

2頁から5頁をご覧ください。令和5年11月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画についての一覧表のとおりであります。

1頁をご覧いただきますと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定の10年間の田の新規が10筆で28, 218m<sup>2</sup>、更新も1筆で619m<sup>2</sup>、畑の新規も1筆で1, 712m<sup>2</sup>、賃貸借権設定の合計が12筆で30, 549m<sup>2</sup>であります。また、使用貸借権設定の5年間の田の更新が39筆で50, 067m<sup>2</sup>、畑の更新が10筆で12, 645m<sup>2</sup>、10年間の田の新規が

15筆で40, 272m<sup>2</sup>、畑の新規が2筆で2, 532m<sup>2</sup>、使用貸借権設定の合計が66筆で105, 516m<sup>2</sup>であります。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、6頁をお願い致します。議案第51号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構→受け手)の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見を求められております。7頁から10頁の令和5年11月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりであります。再度6頁をご覧いただきますと、計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、集積計画表は、議案第50号で説明致しました通りであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第50号の農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の公告と、議案第51号の農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構→受け手)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることがあります。何かございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第50号と議案第51号は原案のとおり決定し、その旨回答します。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からのその他の件ですが、

- ① 12月の定例会の日程 → 令和5年12月21日(木)午後16時～
- ② 山林化した農地への令和5年度非農地通知に関する再確認について
- ③ 観察研修の精算について

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。